

議会だより

やかげ YAKAGE



保育園紹介 * 三谷保育園 *

「コロナに負けない!」と年長さん全員でお外で水遊び。すぐ側には夏の陽射しに負けず、映える緑の風船がすら……「一緒に飛びたい」という花言葉の通り、14人皆で元気に大空(夢)に向かって羽ばたけ、笑顔満点の三谷っ子!

とびっくす

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ◎第3回臨時会、第3回定例会報告 … P2 | ◎議会傍聴見聞録～議事堂から～ … P15 |
| ◎令和元年度 各会計決算一町の収支は? … P4 | ◎議会秩序保持特別委員会報告：その2 … P16 |
| ◎町のあれこれ聞きました!一般質問〈8名〉 … P7 | ◎緊急対談：DMO理事に聞く! … P17 |

第4次コロナ補正成る！ 町民の生活支援と事業者の経営支援…予算を可決

山野町長より招集された臨時会は本年になって既に3回目となり、何れもコロナ禍に対応するための補正予算。

今回は更に町民の生活支援と事業者の経営支援に特化した国の補正予算を受けての措置で、議会は原案通りこれを可決した。

8月6日開催の臨時会に提出された議案はコロナ対策の大型補正予算の1議案のみで総額2億2200万円。町独自の緊急支援事業として編成された予算内容はコロナ禍における「新しい生活様式」への対応というテーマのもと企画されており賛成多数で可決した。

【補正予算(第4号)の主な緊急支援事業】	
テレワーク等環境整備	1.620万円
サテライトオフィス整備	3.800万円
いきいきサロン感染症対策	445万円
フレイル予防高齢者外出支援	500万円
公共施設等感染症対策	323万円
感染症対策実践事業者補助	1.000万円
販わい創出拠点経営支援	1.500万円
小中学校空気清浄機整備	1.220万円
《その他事業の補正総額》	2億2.200万円

- 第3回 - 定例会

まちづくりを進める！

前年度決算・条例改正・補正予算…慎重審議

請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

発議第2号 教職員定数の改善に係る意見書

◎議会は請願第3号を本会議採決で採択し直ちに本会議で発議(第2号)しました。その結果、賛成多数で本案を可決しました。

〈提出先〉衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

◎議会は岡山県町村議会議長会から発送された新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望に関して医療体制の確保はもとより、地方税収の大幅な減少に対する安定的な財政運営に資する財源確保についての意見書提出を発議(第3号)しました。その結果全会一致で本案を可決しました。

〈提出先〉衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
経済産業大臣 内閣官房長官
経済再生担当大臣
まち・ひと・しごと創生担当大臣



本年第6回矢掛町議会・第3回定例会は9月2日に山野町長から招集され、同15日までの14日間を会期として開催しました。重要議案である令和元年度決算ほか、上程された議案全てを原案通り可決しました。

本定例会に提出された議案は全22件。人事案件など本会議で採決された案件を除きそれぞれ議案は所管する常任委員会へ付託され審査を行いました。議会は今定例会で3

※P3～P6に決算関連、P7～P14に一般質問事掲載。

件の発議を行い、会議規則の一部改正及び政府の関連大臣に宛てた意見書(※左記詳細)の提出を議決しました。最終日には各委員長からの審査報告の後、討論を行い採決の結果全議案を原案通り可決承認し閉会しました。

賛成



山野議員

各会計決算においては補助事業等有効に活用しそれぞれ適正に事業実施されており、効率的な財政運営が図られていることを確認したので、この決算を認定する。

賛成



川上議員

災害対策費が大勢を占め、災害復興が概ね完了した。その決算については今後の災害対策についての足がかりの決算でもある。その上で一般会計ほか全会計を認定した。

賛成



山部議員

当初予算で計画された災害復旧・防災対策・認定ことも園開設・医療器具の充実・町民が安心して暮らせる諸施設や、省エネ対策など、あらゆる面で成果が出ている。

賛成



小塚議員

防災・減災対策で『浸水防止の排水ポンプ設置・更新』『ため池廃止』等で町民が安心できた。災害復旧に的確・迅速に取り組んだ決算内容を高く評価し認定した。

賛成



高月議員

財政の健全化と経費全般の節減合理化を基調に「やさしさにあふれかいてぎで げんきなまち」を目指し住民生活に密着した各種施策と予算執行が評価できる。

財政運営を評価！

事業・施策と合わせて検証

令和元年度 矢掛町全会計 決算審査

議会は9月定例会恒例の前年度決算を委員会付託審査を経て議会最終日の本会議で採決しました。委員会における審査は3日間にわたり、一般会計では各課ごとに実施された事業の検証を行い予算執行が適正であったか否か、また結果は町民及び町全体にどういう結果をもたらしたかなど、様々な

観点から内容を質しました。また特別会計・事業会計（公営企業）の審査では各会計の財務状況や今後の見通しなど質疑応答を行い、結果を次年度の運営に反映して行くよう意見を出しました。議会は質疑・討論を経た後、賛成多数で令和元年度全会計決算を承認しました（※本ページ各議員の表決参照）。

賛成



浅野議員

一般会計決算額は対前年比歳入・歳出とも減少しているが平成30年災害に対する事業がほぼ終息しているため適正特別会計、企業会計とも問題なく、賛成した。

賛成



花川議員

災害復旧と平行して認定ことも園開設や賑わい振興そして地域福祉等への取り組みは町民利益に適うものであり、その上で「健全な財政運営」を評価した。

反対



石井議員

矢掛町と、筒井アークとシヤンテによる古民家再生宿泊施設の際限ない拡張は、町財政の破たんを招きかねない。まちづくりを見直す時である。

賛成



原田議員

全体的に不用額が多いことは気になるが、新小林住宅・災害公営住宅の建設、また災害を踏まえてのハザードマップ作成、危険ため池の廃止など評価する。

賛成



田中議員

防災避難情報配信システムを町内全域に配置。災害復旧では浸水対策事業で町の安全性の向上。子育て支援事業等でも計画通り実施された決算内容であった。

※各会計の決算概要はP4～P5をご覧ください。

決算監査

監査委員さんに聞きました！



高月 恭平 氏

地方自治法の規定により令和元年度の矢掛町の決算書等を審査しました。歳入については、町税の徴収率は前年を上回っており「徴収努力」は一定の評価ができ、自主財源の増に向けて成果が現れています。

歳出に関しては、議会の承認を経て事前に予算化されたものが忠実に執行されており、また各事業の執行率についても特に問題ありませんでした。

町財政の健全化比率は全ての基準をクリアしており、企業会計も同様に問題は認められず、町の財政状況は全く懸念ありませんでした。（取材日：9月23日）

承

認

令和元年度

一般会計

歳出	歳入
86億4146万円	94億1648万円

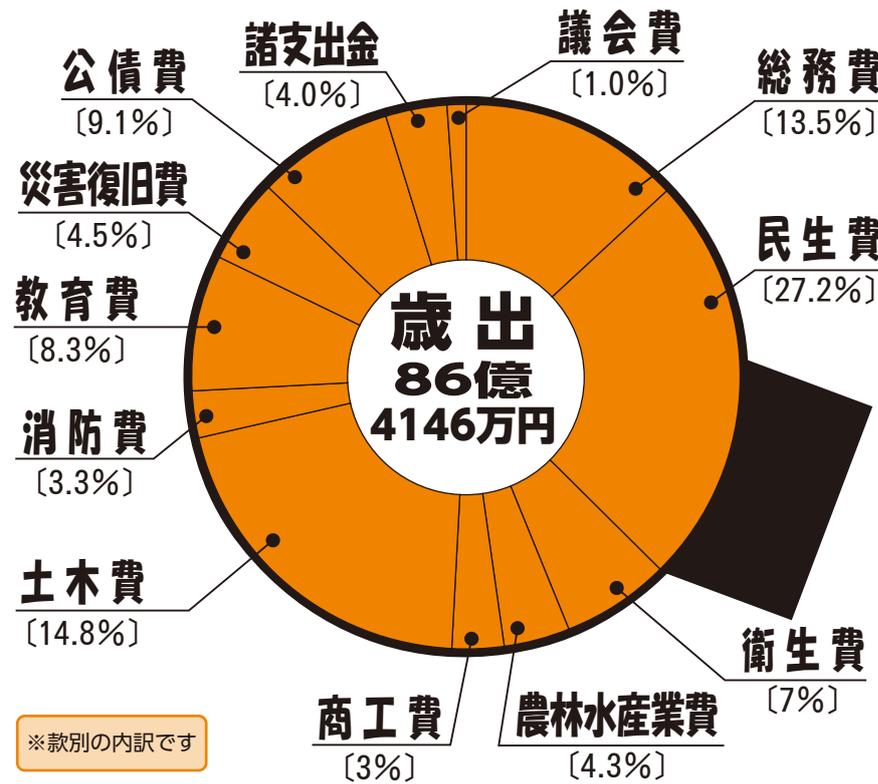
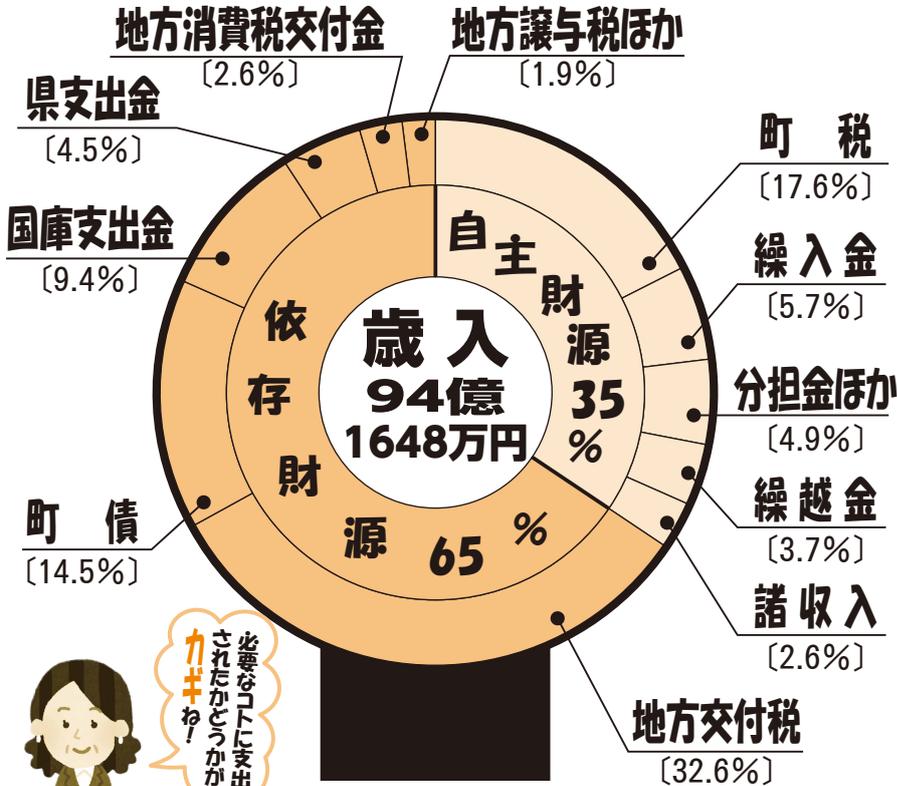
矢掛町の全会計《一般・特別・企業》の決算を審査

予算決算常任委員会（田中輝夫委員長）は3日間にわたり、令和元年度全会計決算認定の集中審査を行いました。

一般会計は黒字となっており、財政調整基金へ3億2600万円を積み立て、繰越財源を差し引いた実質収支差額は6億5333万1千円でした。

企業会計では、事業年度後半にコロナ禍の影響を受けた病院事業が赤字でしたが、介護老人保健施設事業（たかつまむら）水道事業、下水道事業はいずれも黒字の決算でした。

委員会は特別会計の決算も含め、全会計の決算案を了とし本会議へ送りました。



※款別の内訳です

公表

収支決算…我が町の運営状況は?!

災害復旧を経て元号も変わり町民の様々な『暮らし』の平常化が**カギ**であった令和元年度。一般会計をはじめ町の各会計の決算審査の結果を報告します。



後期高齢者医療 【特別会計】

歳入 2億2,306万円
歳出 2億2,037万円
収支差額 269万円



地域開発事業 【特別会計】

歳入 319万円
歳出 5万円
収支差額 314万円



財産区(全13区) 【特別会計】

歳入 1,275万円
歳出 463万円
収支差額 812万円



住宅新築資金等貸付 【特別会計】

歳入 1,032万円
歳出 74万円
収支差額 958万円



国民健康保険 【特別会計】

歳入 17億6,420万円
歳出 17億2,347万円
収支差額 4,073万円

特別会計は一般会計から切り離し独立して限定された目的のもと行う会計です。
病院事業は矢掛病院を、**介護老人保健施設事業**はたかつま荘の運営を行います。
水道事業は安心安全な“上水”を供給する事業、**下水道事業**は汚水を収集・処理して矢掛町域の“水質保全”を行う事業です。



介護保険 【特別会計】

歳入 20億1,278万円
歳出 19億5,881万円
収支差額 5,397万円



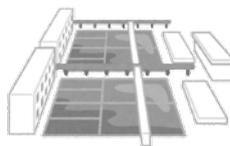
病院【企業会計】

歳入 16億4,325万円
歳出 16億6,188万円
1,864万円の**赤字**でした



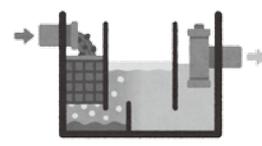
介護老人保健施設【企業会計】

歳入 2億9,519万円
歳出 2億9,380万円
139万円の**黒字!**でした



水道【企業会計】

歳入 3億1,873万円
歳出 2億9,003万円
2,869万円の**黒字!**でした

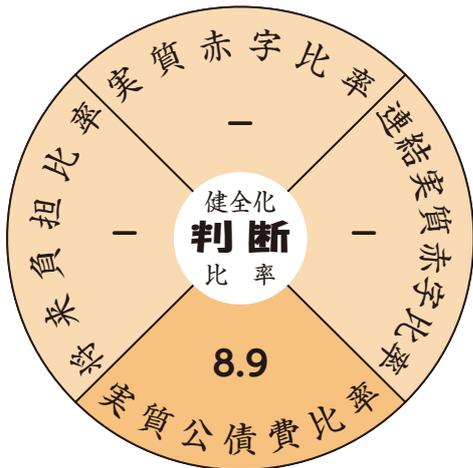


下水道【企業会計】

歳入 8億2,935万円
歳出 8億 341万円
2,594万円の**黒字!**でした

※万円未満は四捨五入のため金額が一致しない場合があります。

＊ 令和元年度 決算認定に関する報告事項 ＊



左の図表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって「議会への報告と住民への公表」が義務づけられている指標です。

議会は執行部から、「当該年度の収支は黒字であり健全な財務状況」と報告を受けました。唯一、実質公債費比率が前年度よりわずかにアップしていましたが、これは過疎債等の償還が始まったことが主な事由であり、今後この傾向は続きそうです。

しかし各指標は全く問題なく矢掛町の財政は、「健全」でした！



ぎかい君

令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率等が監査委員の意見書と共に議会へ提出されました。「貯金」とも言える基金の期末現在高や様々な指標から見る我が町の財政状況を町民の皆さんに報告します。



町民A子さん

町の歳出(支出)はどうなってる？

議会は「町民お一人当たりの額」に換算した分析表の報告を受けました！



ぎかい君

歳出を町の人口で割った額で、その前年平成30年度と比較すると56,265円下がっています。

町民(人口)1人当たりの《歳出状況》

議会費	5,970円
総務委	96,212円
民生費	163,162円
衛生費	51,619円
農林水産業費	28,413円
商工費	18,994円
土木費	95,241円
消防費	22,257円
教育費	44,620円
災害復旧費	28,147円
公債費	55,429円
* 合計 *	610,063円

※円未満四捨五入のため金額は一致しません

【令和元年度末基金残高】

① 財政調整基金	… 32億2,371万3,050円
② 減債基金	… 12億3,353万6,967円
③ 文教福祉施設整備基金	… 6億 671万2,941円
④ 地域福祉基金	… 5億 715万7,296円
⑤ こどもみらい基金	… 4億7,087万6,908円
⑥ 賑わいのまちづくり基金	… 4億2,840万8,398円
⑦ わことふるさと応援基金	… 2億8,119万4,846円
⑧ スポーツ文化振興基金	… 2億2,393万4,634円
⑨ 国民健康保険支払準備基金	… 2億 108万8,246円
⑩ 介護保険支払準備基金	… 1億9,751万 622円
その他の基金(30基金)	… 11億8,163万7,872円
* 全40基金の期末残高 *	85億5,577万1,780円





自助・共助、町民主体の取り組みを！
防災意識の醸成で安心・安全の町へ！



重要伝統的建造物群…歴史遺産を後世へ
特定物件所有者へのケアの状況は？

花川大志 議員

問 矢掛町地域防災計画が改定されたが、総体的な概要及び災害情報、避難誘導、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務化など矢掛町ならではの計画項目・対策について問う。

答 総務防災課長
一昨年の7月豪雨災害を経て、岡山県防災計画の変更内容と本町独自の検証等を踏まえた修正である。

避難勧告等に関するガイドラインの改定で「自分の命は自分で守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる方針が示された。

また水防法の改正で浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（介護施設・小学校保育園等）の管理者は避難確保計画の作成が義務化された。

本町独自の対策としては戸別受信機を配布し住民への情報伝達手段を充実させ河川監視カメラを設置して矢掛放送で放映している。

問 『自助・共助・公助』の観点から防災意識を町民と共有するための働き掛けや取り組み、また自主防災組織の設置促進への見解とその組織機能をいかに町全体の防災・減災に活かす「安心・安全の町」実現へ働き掛けていくのか？

答 総務防災課長
防災の主役は町民お一人お一人である。ご自身の避難行動計画いわゆるマイタイムラインの作成啓発に努める。一番重要な共助の強化・重層化で防災・減災力が飛躍的に上がりその中心になるのが自主防災組織であり今後その組織率向上に取り組み。また国・県等行政関係機関と連携を図り情報収集と研究を重ね安心・安全の町の道標となるべく組織づくりを進める。

問 提案として女性の視点による避難所運営をプロジェクトチームを組んで

矢掛町ならではの共助体制構築を検討して戴きたい。細やかな気遣いや配慮と工夫でアイデアを出して戴き全町内で共有すれば自分事として防災・減災への意識が高まり安心・安全の町の実現が進むのではないか。

答 総務防災課長
ご提案の避難所運営プランについては、緊急事態とはいえ居住性は可能な限り良いのは当然であり要配慮者の方々のご意見も戴くなど調整し、今後マニュアルにも反映させていただく。

提言 行政としての義務的な行動計画はしっかりと策定しながらも、町民に向けては身近な自助・共助の意識を高めるような取り組みを企画検討して戴きたい。

問 重伝建（重要伝統的建造物群選定）について特定物件所有者に対するケアはどのように図られているのか？

答 教育課長
修理事業は補助率10分の8以内・限度額8百万円で家屋の固定資産税は非課税で土地は2分の1以内の減免制度。修景事業は補助率10分の6以内・限度額4百万円で土地のみ5分の1の減免制度。補助限度額は申請1件当たりの限度額で同一建築物に対し何度でも申請が可能な補助制度。



問 対象地区内の物件所有者の内諾の度合いは？

答 教育課長

特定物件334件の内、70%の方々が同意下さっている。

頂上！

企業誘致の施策・方針について 産業振興であり地元住民への説明は十分に



公共施設のネット環境整備状況は 未整備の施設には早期整備を

田中輝夫 議員

問 企業誘致について
行政が施策・事業を計
画した時には賛成・反対の
意見があり、どちらも民意
である。三谷地区への企業
誘致計画は本年5月に企業
側からの撤退申出により中
止となった。企業誘致は地
域の雇用確保や自治体にと
って税収増並びに人口減少
抑制にもつながる。事業内
容によっては環境衛生を心
配しなければならないこと
もあるが、企業誘致につい
て以下のことを問う。

- 1、町として企業誘致の方
向性に変更はないのか。
- 2、地域説明会の優先順は、
- 3、誘致企業の選考基準は、
- 4、誘致特別委員会等の設
置は必要か。
- 5、誘致後に事務所等立ち
入り検査は実施するのか。

答 町長
企業誘致は何故やるの
かと言えば、財源・雇用・
経済的効果の3点。町民の
要望を実現するには財源が

必要となること。地元の人
の雇用が生じること。会社
と従業員が町内で買い物
すれば経済的効果上がる
ことである。本町の企業誘
致はオーダーメイド方式
で、投資する企業側が希望
する地元(直接関係者)と合
意すれば、法的手続き後に
計画が進んでいく。

- 1、町の振興計画の中に推
進していくと明記しており
方向性に変更はない。
- 2、地権者を含めた直接関
係者が優先となる。直接関
係者の理解を得なければ計
画は進まない。
- 3、本町はオーダーメイド
方式であり選考基準は設け
ていない。
- 4、今まで設置したことは
ない。財源に困っている町
等は何を求めていくか、ど
う維持していくか検討し設
置しているところもある。
- 5、立入検査はできる。問
題発生した場合は企業責任。
町は住民の立場で関係機関
とも協議し対応していく。

問 ネット環境整備につい
て
新型コロナウイルスの影響で会議
や研修会の受講形態にも変
化が起きている。三密を
避け、離れた所から研修で
きるオンライン研修が多く
なったが、各園、小中学校、
学童クラブ等のネット環境
整備状況について問う。

- 1、保育士や教員、学童支
援員が受講できるネット環
境整備の進捗状況。
- 2、eラーニングやzoom
研修会等の受講状況。

答 保健福祉課長
国の推奨する「新しい
生活様式」の実践例にも、
働き方の新しいスタイルと
して「テレワークやローテ
ション勤務」会議はオンラ
イン」とあり、これが今後
標準となるよう本町も取り
組んでいく。

- 1、各学校や保育園・認定
こども園のネット環境は整
備されているが、学童クラ
ブは未整備なので、今回の

補正予算で整備するよう計
上している。

2、保育園・こども園では
eラーニングやzoom研
修の受講に取り組んでいる
が、慣れるまでは役場会議
室で実施している。各学校
については、高速インター
ネット環境の整備を今年度
進めているので、整備後は
オンライン会議や研修の導
入を進めたいと考えている。

eラーニング
(electronic learning)
インターネットを
利用した研修・学習
形態

Zoom
パソコンやスマー
トフォンを使って研
修・会議等オンライン
で開催するため開
発されたアプリ



ZOOM研修の様子

要望 企業誘致は地元住民
への説明会を十分行うこと
が必要。町の公共施設にも
ネット環境整備を望む。

運動公園のエリア笹池堤体管理を問う 町の調整池・農業用水にも使用



防災重点ため池の廃止について問う 現在受益者もいないため池

小塚 郁夫 議員

問 笹池堤体管理の主体はどこなのかを問う。

平成26年3月22日に運動公園が、オープンしてから、運動公園管理者の方が、笹池堤体の草刈りを実施していたが、3年ぐらい前から、半分の駐車場しかしなくなつた。笹池全体の管理は、東池用水組合か、それとも運動公園エリアにあるから運動公園管理者か問う。また草刈りの管理は、どうなっているか問う。

答 教育課長

笹池は、総合運動公園の矢掛地区側の入口付近にあり、昭和53年度から運動公園野球場などを造成する際にもともと、ため池としてあつた笹池を調整池として指定している。

この笹池については、以前は、笹池管理組合が管理の一環として堤防の草刈りをした経緯があるが、平成23年度から運動公園の管理者が常駐しており、それ

降は、運動公園の管理者が駐車場周辺と堤防の駐車場付近の草刈りを行っているのが現状と思う。

ため池の管理に関しては、一般的な管理は代表者を含む地元の方たちが堤防や水路の清掃、草刈り、用水、樋門の管理など、ため池にかかる全般の管理をしていただいていると思つており、いずれにしても、ため池全般の管理については、他のため池同様、地元の方でしていただくことが適当ではないかと考えている。



笹池堤体

問 笹池は町が調整池として指定されていた。また農業用水にも使用していたため、従前の東池用水組合は、町より委託を受け草刈りを行っていた。運動公園がオープンした時に、当時の東池用水組合に運動公園管理者から、笹池堤体の草刈りを行うと連絡があり、草刈りを行っていたが、平成30年頃急遽草刈りを中止した。指定管理者であれば、やはり双方が話し合いをして決めるのが筋と思つて再度これを問う。

笹池は町が調整池として指定されていた。また農業用水にも使用していたため、従前の東池用水組合は、町より委託を受け草刈りを行っていた。運動公園がオープンした時に、当時の東池用水組合に運動公園管理者から、笹池堤体の草刈りを行うと連絡があり、草刈りを行っていたが、平成30年頃急遽草刈りを中止した。指定管理者であれば、やはり双方が話し合いをして決めるのが筋と思つて再度これを問う。

答 教育課長

ため池の管理は地元が行うといつことになると思ふが、この笹池については、都市計画区画内の調整池でありながら地元の方々が用水を必要とするため池の性格も併せて持っている。そういう面から考えると「双方が話し合いをする」というのも選択肢の一つだと思ふので、検討したい。

問 今は、農業用水に使つてないため池の廃止について問う。

以前は農業用水に使用され、今は、土地利用の変化などで、使用されなくなつた防災重点ため池の廃止についてその概要を問う。

答 建設課長

現在、本町でため池台帳に登録のあるため池は165池で、その内、ため池が決壊した場合、家屋・公共施設等に影響を及ぼす防災ため池は137池である。既に受益者もなく日常管理に支障をきたしているため池も存在しており、ため池18カ所の管理者からため池廃止の提出があり、町として、町長の指示のもと、昨年度より新設された『農業水路等長寿命化防災減災事業』に着手し補助要件に該当する9池に対して工事を実施する。

聴こー！

矢掛町の災害後の『ため池の状況』について問う！ 新設される矢掛町の『対策本部』の概況は？



矢掛町の小・中学校のコロナ対応の現況を問う！ 学校ごとの対応や教員の負担はどういう状況か？

高月敏文 議員

農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池廃止事業) 【採択要件】

- ① 防災重点ため池であること
- ② 決壊した場合人家や公共施設等の想定被害が500万円以上
- ③ 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
- ④ 埋め立てによる土地造成(堤体の損削に伴う発生土のみで埋め立てる場合を除く)を行わないもの
- ⑤ 地方公共団体は廃止後の対応方法(維持管理見回り異状時の対応)を作成
- ⑥ 「農業用のため池」のみを対象

答 建設課長
当時ため池台帳に登録のため池は162池。点検の結果135池が異状なく影響を及ぼすものでない小規模損傷が27池。その内5池の修復が完了しており現在修復の必要なため池はない。農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池廃止事業・左記採択要件参照)と地元負担金の必要な小規模土地改良事業・自然災害

問 平成30年7月豪雨災害後、修理が必要だったため池はどれだけあったのか。現時点でも修理の必要なため池はまだあるのか。ため池廃止事業があるとのことだがその採択要件は？

答 総務防災課長
矢掛町地域防災計画では町内の全部、又は一部に発生及び発生のおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認められ得るとき、非常体制とし

等対策事業がある。農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池廃止事業)は採択要件の全てを満たすことが必要となる。

問 矢掛町の災害対策本部はいつの時点で設置されるのか。また防災対策室を設置するにあたり、備品や人員の配置はどのように考えているのか。

て町長が設置する。基準としては『暴風・大雨・洪水の警報』又は『大雨特別警報』が発令され大規模な災害の発生が予測されるとき或いは警報発令の有無にかかわらず、災害が発生して又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策実施の必要があるときなどに設置する。災害対策本部が設置されると、役場庁舎2階にある会議室を本部室として、情報が集約できるテレビモニターやパソコン等を配置しそこに本部長以下、各部長等が常駐し、地図や様々な情報を確認しながら随時対応し、その対策を各部へ出せるようにする。

また本部と同じ階の会議室を『電話対応室』として8機程度の電話をまとめ、職員を配置し連絡を受けてその情報を本部室へ持ち込む流れを計画している。

いざという時、迅速・的確に対応できるように環境を整えていく予定。

問 矢掛町の小・中学校での新型コロナウイルス感染症対策はどのようなようにされているのか。

答 教育課長
学校生活の中で密になる場合は非常に多く、1人でも発生するとクラス全体に広がる集団感染、いわゆる「クラスター」になる可能性は十分考えられる。

そういう状況下、感染対策の面から言うと、マスク着用、手洗いがいの励行、家庭での検温、室内換気、消毒の徹底、また児童生徒同士の距離を広く取るなど基本的な感染対策に徹底して取り組んでいる。学校内の消毒については、給食時の机、ドアノブ、スイッチ類など大勢の者が触る箇所は当然消毒を行っている。またボールやミシン等、授業において共用となるものについて消毒を行っている。



再度、旧矢掛商業高校跡地の利活用を問う 町民との合意形成の中での早期利活用を！

議
だ
よ
り

コロナ禍、及び収束後の観光振興を問う 観光動向を捉え、新たな観光資源による戦略を

原田 秀史 議員

問 旧矢掛商業高校跡地の利活用について

この施設は、平成18年の閉校後、町が敷地を購入し、建物の耐震改修を行った。現在までに「バート」が約3年間一括使用していたが、町民にとっての有効活用がなされず撤退した。

現在は「DMO」が2棟ある校舎の1棟の1部屋だけ使用しているが、新たに整備を進めている古民家施設の完成を機に、来年度そこに事務所を移転する予定のため、再び空き家状態になる。こうした経緯を踏まえ、使用形態を含め、今後の利活用の方針を問う。

答 企画財政課長

現時点では、具体的な利用計画はないが、県との交渉の中で、公共・公益事業とみなし、用途に制限がない形での貸与が可能との提案を引き出したので、これから早急に具体的な利活用の検討を行う。

答 町長
過去の経緯の中で、二つの事業が継続できなかったことは申し訳なく残念であったが、福祉学園誘致の過程で、国の全額補助で南棟の耐震化ができた。また、バートが5千数百万円かけ、北棟整備を行っている。分割使用による住民使用にと言っただが、住民での管理は大変だと思う。

こうしたことを踏まえ、利活用については、行政と議会が責任を持って取り組まなければならない。また、コロナ禍、企業の考え方も変化する。そういったチャンスを狙い、事務局も早期の利活用に向け、行動を起



早期の活用が期待される旧矢商

こしていきたい。

問 コロナ禍及び収束後の観光振興について

本町では、平成27年度を観光元年と位置付け、やかげ町家交流館の開館を皮切りに宿泊施設の整備等、観光面に力を注ぎ、多くの観光客が訪れるようになったが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は本町でも例外ではない。来年度オープン予定の道の駅・古民家施設・無電柱化した市街地などの観光資源を活かすため、観光客に対しての感染症対策及び観光振興をどう図って行くのかを問う。

答 産業観光課長

本年7月までの観光客数は、昨年比17%減の約13万3千人で、その内の約2割が県外からの方と推計している。

こうした観光客に対しての感染症対策は観光庁の指針により注意喚起を促すと

共に、受け入れ側としては補助制度を活用し、様々な感染症拡大防止対策を構築していけるよう周知・啓発を図る。また、新たな観光資源も活用し、県・DMO・商工会・観光事業者等と連携し、コロナ禍及び収束後の観光振興を図る。

答 町長

国の方針、そして県の指導を受ける中で、対策本部並びに関係者と協議しながら、持続可能な支援を行い、観光振興を図って行きたい。



マスク姿で買い物する日曜朝市の風景

頑張っ！

矢掛町職員の時間外並びに休暇取得について 職員の人員確保を早急に実施されたい



第二波コロナ対策はどこまで完了しているか 感染者の誹謗中傷がないように町長から

川上 淳司 議員

問 職員の時間外及び、パソコンのログの状況、並びにイベントの時間管理、代休並びに有給休暇の取得状況及び36協定について問う。

答 総務防災課長
働き方改革関連法の施行に伴い、時間外勤務に時間の上限を設定し、積極的に年次休暇取得を推進している。現状、パソコンのログを退庁時間の把握に利用していない。昨年度の職員の休暇の取得状況は、有給休暇は行政職一人当たり平均8・5日、振替休暇については振替時間数の平均約7割を取得している。36協定を締結している施設は、認定子ども園、3保育園、矢掛寮、矢掛病院、たかつま荘の7施設がある。毎年、労働基準監督署に提出している。地方公務員は時間外勤務、休日労働をさせることができるので、36協定を締結していない。

問 第二波のコロナ対策について、現在の状況は、矢掛町は分散業務を考えているか。次に、矢掛町で発生した場合に、病院での受け入れ体制、受入れ人員、又矢掛町で発生した軽症者の受け入れはどこで行い、軽症者の搬送については、個人で行うようになっていくのか。

答 総務防災課長
この度の新型コロナウイルスの感染予防のため、分散業務を今後、農村環境改善センターや、やかげ文化センターの会議室へ職員が分散業務ができるよう、来月以降の運用を目指している。

答 矢掛病院事務長
矢掛病院では外来等で、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行っているが、陽性の判定が出たことはない。仮に矢掛町で感染者が発生しても、制度

上矢掛病院に直接入院ということとは、現段階ではない。

答 保健福祉課長
矢掛町で軽症の患者が発生した場合、対応は管轄の保健所（備中保健所の井笠支所）が行う。軽症者は、宿泊療養施設での対応を行う。宿泊療養施設への移動方法については、本人の対応となり、本人による移動が困難であると保健所が判断した場合には保健所が対応することとなる。

問 防御を整えて、不幸にも感染された患者さんに寄り添った体制を作っていくことが先決だ。コロナ患者に対する誹謗中傷が多くあることがないようになっているか。

答 町長
厳しい管理のもとに生活を守っていただいている町民の方々に心から感謝申し上げます。もし、矢掛町

から感染者が出たら、一番に誹謗中傷をしないように町民に呼び掛けたい。今後、一緒にしっかりとその啓発活動をやっていききたいと思っている。

提言 時間外は、必要人員の目安と民間会社は判断する。今回のコロナで不足人員がはつきりしたので、必要な人員を早急に確保されたい。分散業務が行えることは、町民生活において、ありがたいことと思っております。誹謗中傷については、皆さんで考えて頂きたい。



役場庁舎

権利擁護センターについて 地域包括との関連、役割分担



SDGs の取り組みについて問う SDGs (未来都市・モデル事業)

浅野 毅 議員

問 権利擁護センターの設置目的について問う。

今年4月権利擁護センターが開設された。

開設の法的な位置づけ、また地域包括支援センターと権利擁護センターの役割分担、そして地域包括支援センターより社協に委託された経過及び理由、また町直轄にしなかった理由について答弁を求める。

答 小川保健福祉課長

権利擁護センターの法的な位置づけについては明確に法令の規定はないが「成年後見制度の促進に関する法律」第23条及び同条2条によるものと解する。権利擁護センターと地域包括支援センターの役割分担は権利擁護センターは成年後見制度及び相談窓口の周知・啓発や相談受付、町民後見人の活動支援等を中心にを行う。地域包括支援センターを含む行政は、支援方針の検討・決定・首長申立

の判断、実施等の行政としての最終責任を負う。

また、社協に委託したものでなく社協の定款に基づいて設置されたものである。権利擁護センターの設置の経過は昨年度「権利擁護センター設立準備委員会」を設置して関係者に委員を頼み全部で7回の会議を開いて検討した。

権利擁護センターを社協に設置した主な理由は成年後見制度や日常生活自立支援事業を総合的に整備する必要があったからである。

問 SDGs 未来都市及び自治体SDGsモデル事業について問う。SDGsを簡単に説明すると「持続可能な開発目標」となり「2030年までに達成すべき17の目標」を指す。つまりSDGsは住民、事業者、行政、学校などの立場や組織を越え、さらに産業、環境、教育、医療、福祉防災等の領も超えること

で持続可能な地域の未来を実現するための活動として位置付けている。

これらを達成するために169の具体的な目標がある。何れにしてもSDGsはより良い世界を目指すための国際社会共通の目標と言える。自治体としての取り組みにSDGs未来都市、およびSDGsモデル事業がある。

県内にも取り組んでいる自治体があるが当町でも検討したらと思つて見解を問う。

答 松嶋企画財政課長

SDGs未来都市は内閣府が原則30の都市を選定する。2018年は29、2019年は31、2020年は30都市選ばれた。その中からSDGs達成に向けて優れた提案を行った10の自治体を「自治体SDGsモデル事業」として選定。最大4000万円の補助金を交付する。岡山市が未来都市、真庭

市、西粟倉村、倉敷市がモデル事業に選定されている。人口減少、過疎化が進む地域では、地方創生が急務となっており人々が将来に向かって安心して暮らせる基盤づくりが必要となる。SDGs未来選定への挑戦も地方創生へ向かう大きな道しるべとなる可能性も十分ある。

マンパワーを含め大きな労力を要するのも事実であり、SDGs未来都市も一つの選択肢として考えたいと思うがそれに限定することなく、地方創生に向けてそれ以外の事業も含めて鋭意取り組んでいきたい。

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 気候変動をゼロに</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>

17の目標はそれぞれ右のようなアイコンで示される。

讀ちー!

コロナ対策・希望者にPCR検査のできる体制を バートに5,417万9千円の返還請求を



土地開発公社の定款違反では？すぐに兼職をやめては？ 災害対応・おととしの反省を生かし、町民とともに

石井 信行 議員

問 新型コロナウイルス対策・PCR検査を。

医療崩壊・介護崩壊が懸念される。医療従事者・介護従事者・福祉従事者及び入院患者・入所者・福祉施設利用者に、保育園・幼稚園・小中学校の園児・児童生徒・教育従事者に、PCR検査のできる体制を作る必要があるのではないか。

答 町長

国・県の方針に従ってやる。感染の疑いがあれば、一般の患者とは別ルートで、検査ができるようにしている。心配な方は病院で診療を行ってください。

問 バートに5,417万9千円の返還請求を。

6月議会でも3月議会と同じく、バート問題は解決済みとして答弁が無かった。再度お尋ねする。町長は、バートに防災アプリを見せてもらったということだが、いつ、どんなもの

を見せてもらったのか、作動確認はしたのか。

答 町長
平成29年8月22日。

答 副町長

平成29年8月に町長が確認したアプリ、そのあと、総務企画課が検査したのは変更後のアプリになる。実績報告で変更したということがあったので、変更後のアプリを確認した。変更前アプリの支払い関係のトラブルがあるということ、保留にしていた。

提言 8月22日に確認した

と言ったが、11月27日付けでは、防災アプリが計画したものと違っていると書かれている。それを変更後のアプリとどうして言えるのか。それは2年前の話で、解決したというのは、昨年の12月だ。しかも、出された文書は、3月議会で触れたように、矢掛町ともバートとも

無関係の文書だ。金額の整合性もない。バートに補助金の5,417万9千円を返還請求すべきだ。

問 土地開発公社の定款違反問題。

土地開発公社の理事に2年間任期の辞令が発令されている。これは常任理事と解されると、法律関係者の見解だった。従って、営利を目的とした団体の理事の兼務を禁止した土地開発公社の定款12条に該当する。町長は直ちに土地開発公社もしくはやかげ宿のどちらかをやめるべきではないか。

答 町長

うちの場合は、非常勤理事だ。私は非常勤理事。公社の理事はみんな非常勤だ。勘違いだ。

提言 2年任期の役職が発令されたら、それは常任理事と呼ばれる。12条に該当する。どちらかをやめるべ

きた。

問 災害対応は、おとしの反省を生かし、町民とともに水害時、湛水防除管理者・水門管理者と災害対策本部、各避難所と本部とは、双方で連絡が取れる体制になっているか、各自主防災組織が要望すれば、一時避難所は認められ、緊急避難物資の備蓄は可能になるか。

答 建設課長

湛水防除・水門とも連絡の取れる体制になっている。

答 総務防災課長

避難所と本部は、常に連絡が取れる状態になっている。自治会や町内会の集会所を一時避難所として申請し、指定されれば、毛布・食料・水を備蓄品として配備する。

議会傍聴見聞録 ～議事堂から～

執行機関と議決機関が一堂に会する定例会（本会議・委員会）へ傍聴に来場された町民の方々からのコメントを紹介し行政・議会への関心・見える化を推進します。

ご寄稿いただいた町民の皆様には心から感謝致します。
ご投稿の内容については委員会として調査しております。
多少の誤解もあるようですが委員会は皆様の疑問点について今後も精査を続けて参ります。



○町長は土地開発公社定款に違反しており、理事長の職につけないことが判明した。
○バートの防災アプリが出来ていないことが町長の矛盾した答弁で判明した
○町が株シヤンテに対し1750万円の根拠のない支出をしていることが判明した。
《矢掛地区》桑木道夫さん

9月議会の町長発言の中で中国精油が横谷地区小田川に隣接する水田（1万3千2百坪）に計画していた化学工場計画を撤退した事に関して「住民の反対署名活動に強引さがあった」又「矢掛町へ転入して来た若者が中国精油へ就職希望だったのに残念と言った」とか、この案件は矢掛町内・外の住民からの反対署名（4653名）の多さに会社側が驚いて今年5月12日に矢掛町へ進出撤退を通知し5月20日の議会で町長自ら報告済みの件。それを9月議会で言及するとはこんな恨み言を議会で言うより矢掛町内にもっと大事な事が山積しているのではないか。鳴り物入りで導入しようとした防災アプリの件5千万円余りの損失が町に発生していると聞くが納得のいく説明がまだ無いとはいかがなものか。
《横谷地区》佐藤精治さん

企業誘致の質問が出ました。そのメリットを町長は3点強調されていましたが、候補の企業名があがった時点では具体的な試算を明確に示して欲しいものです。一般論・原則論から踏み込めば、具体的なメリットは期待できそうにないから原則論で止めているのでは？と疑心暗鬼に陥っています。
《三谷地区》福田京子さん

訂正とお詫び
第18号P12の議会秩序保持特別委員会の文章中3段目8行に「地方自治法第110条」とありますが、正しくは『地方自治法第109条』です。
慎んでお詫びし、訂正させていただきます。

議会傍聴

してみませんか？

○定例会本会議や常任委員会はどなたでも傍聴が可能です（お子様連れも可能）。
○定例会開催期間中は庁舎3階にある議会事務局が受付窓口です。

本会議 一般質問

- ・総務文教常任委員会
- ・産業福祉常任委員会
- ・予算決算常任委員会

⑤総務文教・産業福祉両常任委員会の傍聴に関しては委員長の許可が必要
※プラカード・カメラ・その他録音機等、器物の持ち込みはできません
※拍手・発言談話は不可。ただし緊急的な途中退室及び入室は可能です

お問い合わせ
矢掛町議会事務局
☎82-1119

議
会
ホ
シ
ト
ラ
ア
ン
矢掛町議会は
町民の皆さんに開かれた議会
を目指します。

皆さんの声をぜひお届けいただきたく議会に対するご意見・ご要望の受付窓口として、議会直結の「ホットライン」を開設しました。お気軽にご利用下さい。

☆ファックス専用 ↓ (82) 9020

一般質問…ガイドライン策定へ！

～議会運営委員会の“権威”高める～

令和2年第1回3月定例会本会議決議を経て設置された同委員会。「議会の秩序とモラルを議員全員で考え、議員の資質向上を図る」として立ち上げられた委員会における討論内容の公開企画第2回目。前号に続き一般質問での発言を巡り、質問の在り方や言論・表現の自由等をテーマに、様々な観点から行財政の質し方を模索した。

議員は行政に不審があれば何を問うても問題なく、町民を代理して疑義を晴らすため権能を行使すべきである。よって協議の中で「言つべきことは言わなければならぬ」との意見も出され、申入書が提出された事例（前号参照）についても「開示請求によって得た資料に記載されていることは公表して問題ない」との見解もあった。これについて委員会では疑義を質すための文言引用とその根拠、及び説明責任の有無について協議を行った。それは申入書の趣旨である「入札における官製談合の疑いの根拠を示せ」ということに対する議会秩序の在り方であり、委員長はこれについて意見集約を行った。ただ単に疑義を質すだけなら「官製談合」という表現は必要だったか？ また入札に関して「事業者名を発する必要があるか？」等の意見が委員

中からあがり、その結果として発言そのものは疑義を質すためのものであるから問題はないが、官製談合の言葉と関連して一般の業者名を発するに至った根拠、つまり質問趣旨を構成する「確証」についてこれを省いたことが一連の見解相違を招いていることを確認し結論づけたのである。事実、本会議での一般質問において、町長は最初の答弁で「官製談合」というのはどういうことで、どこで起きたのか根拠を教えてください」と発言している。続いて答弁に立った副町長は、入札が成立しない理由として質された「官製談合の疑いがついて回る」との問いに対して「我々は発注サイドなので明確な理由というのとは分かる訳がない」と発言している。確証を示さないで執行部はこいつら答弁に終始するし、ただイエスカノーの回答を欲するのなら官

【矢掛町議会一般質問申し合わせ事項（案）】

- 1 一般質問とは議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点を質し所信の表明を求めるものである。なお、国政、県の事務に関する事項については関連状況を十分精査し質問すること。
- 2 一般質問通告書には、質問事項と具体的且つ詳細な質問の要旨を記載すること（質問と答弁の論点が乖離しないようにするため）。
- 3 一般質問において通告以外の質問をしてはならない。また関連した質問も同様である。
- 4 一般質問は言論によるものとし、基本的に資料の使用は認めない。ただし、言論で説明しがたいもの、特に視覚的な有効性が認められるものについてはこの限りではない。資料の使用にあたっては、通告書に資料とその使用許可が客観的に適当と認められる理由書を添え、議長の許可を得るものとする。
- 5 本会議場の初回の質問は、原稿を作成し、議員はそれによって質問を行うこと。なお、答弁による再質問はこの限りではない。
- 6 同一質問事項に対する質問回数は三回以内とする。
- 7 議員は質問するにあたり、その内容を十分に調査研究し、根拠ある発言をすること。
- 8 議会は言論の府であるから、議員の発言は保証されているが、地方自治法、会議規則、運営の基準等に反する発言はしてはならない。

製談合の言葉も業者名を発すること、その必要性はなかったのではないかと委員中から懐疑的な意見が出された。委員長は一連の協議内容を受けて個人名等にかかる発言についての考えを諮ったところ「常識の中で発言すればよい」、「必要があれば出す」、「一般の方の社会的信用を失墜させるような発言は控えるべき」との意見の他は今回のような事柄や状況に関しては基本的に「出すべきではない」との意見が大勢を占めた。

この結果を受けて委員長は一定の『議会秩序』の保持を目的として「一般質問に関する申し合わせ事項を作成しガイドラインとしたい」旨述べ正・副委員長で協議し素案を提示するとした。委員からは秩序保持の観点から議会を適正に機能させるには議会運営委員会の権威を高めていくべきとの意見が出され、申し合わせ事項とセットでの機能が期待され、次の委員会案（※左に掲載）が提出された。

（以下、次号へつづく）

理事直撃!

持続可能なふるさとを創る! 観光地経営：やかげDMOの果たす機能とは?

【(一財) 矢掛町観光交流推進機構との意見交換会】 広報広聴常任委員会

町びとの声を聞く ― 今回の対談は賑わい創出による交流人口の受け皿として、また我が町の歴史・文化と観光振興を基幹とした『おもてなしのまちづくり』のエンジンとして設立された矢掛町観光交流推進機構(以下、DMO)の理事の皆さんをお招きし、組織概要や活動の現況をお聞きしました。協議と提案を行う中で、矢掛の観光地経営の未来を探ります(収録日/R2年7月30日)。

*** 参加者 ***

一般財団法人 矢掛町観光交流推進機構

理事長 金子晴彦氏

副理事長 安達精治氏

副理事長 繁森良二氏

理事 山縣幸洋氏

理事 堀伸二氏

事務局長 佐藤武宏氏

矢掛町議会 広報広聴常任委員会

ディー・エム・オー ディスティネーション マネジメント オーガニゼーション
D M O (Destination Management Organization)

前編



「やかげDMO」とは…

正式名称は、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構。平成31年4月に理事：6名・評議員：9名を以て発足。

矢掛町内の様々な資源を活用し、あらゆる業種の多様な方々と連携しながら“観光地域づくり”を行う組織。観光地経営の視点に立ち、「稼ぐ力」を引き出すと共に、賑わい創出を推進する中で、「まちへの誇りと愛着」を醸成する“まちづくり”も進めている。



〈やかげDMO〉
金子理事長

金子理事長 このような会を設営いただいたことに感謝を申し上げたい。DMOは昨年度設立から様々な取り組みを行って来たがまだまだ活動が表面化していないので、本会を通じてDMOをしっかりとアピールしご理解を得たい。よろしく願います。



土田議長

土田議長 何かとお忙しい中ご出席いただき感謝する。やかげDMOがスタートしたが、町民から「DMOってなに？」とお声を聞く。本日の意見交換の内容が議会広報紙を通じDMOの概要が伝わればと考える。有意義な会とするため忌憚のない意見を伺わせて頂きたいと思う。

花川委員長（コーディネーター）

まちづくりの機能としてのDMOを町民にご理解いただくため意見交換を行う。双方の活発な発言をお願いしたい。



まず観光地経営においてDMOとしての「稼ぐ」の概念とは何か？

金子理事長 観光で「稼ぐ」といって、自分自身まだ見えてない部分もあるが訪日外国人客には和菓子作りや座禅・習字などいろいろ



いった「体験」がお金を取れるということがわかってきた。

安達副理事長 DMOにおける「稼ぐ」とは『地域の人と一緒に作っていく』という意味合い。農業・宿泊業、販売・交通、そして地域



業、販売・交通、そして地域

住民、それぞれが人口減少社会の中で「幸福度」を上げていくということである。

繁森副理事長 私が思うDMOの「稼ぐ」とは『矢掛の町をどれだけ知ってもらい足を運んでもらうか』だ。矢掛に



来ても「まちなか」に來られない方々に向けた展開こそが今後の「稼ぐ」ということなのではないかと思う。

山縣理事 例えて言えば矢掛町という会社があったとして

着地：地域の事業者

（見学施設、宿泊、食事、物販、体験ほか）

☆総合的なコンテンツ制作

☆後継人材の募集・育成

☆特産品のブランディング

☆着地型体験商品の開発

多様な人・組織の連携

農林業者

町行政

商工業者

地域の協働⇨魅力ある“まちづくり”を推進

進化⇨地域交流ビジネスを推進する会社(DMC)

DMOはCEO（最高経営責任者）で、稼ぐのは事業者つまり社員ということ。そこをコーディネートしていく役割が「稼ぐ」ことと考える。



堀理事 大名行列等の単発事業を全体的なツアーのよう

にやっていくということだ。宿泊・土産・飲食・体験・移動手段・見学等、全てをまとめて色々な所へお金を落とす



花川委員長 「この町は将来どうなるのだろう」という想像のもとに描く未来像は？

らう。その仕組みをDMOが司ることが「稼ぐ」ことだ。

佐藤事務局長 「稼ぐ」ということは持続できるようにすることでありDMOはそれをサポートする。事務局としては、その上でDMOも「稼ぐ」ことで自立して経営できる



ようにしていくことを目指すべきと考えている。

花川委員長 「この町は将来どうなるのだろう」という想像のもとに描く未来像は？

安達副理事長 今の子供達が自分のふるさとが「矢掛」であるということ



ことを自信を持って言えるような「まち」にすることがゴールだ。そのためには単町予算を使わずそのビジョンを実現させること。

土田議長 今後も様々な事業やイベントを自主財源でやろうとする。協賛を得ないとならない。それについてDMO



Oとしてどう考えているか？

金子理事長 人を呼び込むということ、そのことに興味を持ってもらえるか？自分も興味を持つか？ということ。それが商売等につながるかということ。それを中々理解



してもらえない現状がある。

安達副理事長 まず持続可能な矢掛をつくる必要がある。

DMOのMはマーケティングとマネジメントの2つの意味がありこのどちらかをする。両方は無理だ。マネジメン



トはお金を入れて皆を幸せにする。一方どうやって町へ来てお金を落としてもらうかこれがマーケティング。観光地経営に携わる所以である。

花川委員長 DMOの理事の立場で言わせてもらおうと重要なのはステークホルダー(利害関係人)との協働。色々な行動がどう観光振興に結びつけられるかを町内の個人や団体と話し合うことが重要。



田中委員 この組織を立ち上げた目的の一つとして観光庁の「日本版DMO」への登録があると議会は説明を受けて

いる。これを目指す目的と利点は何か？また登録法人になる見込みはいつ頃なのか？

やかげDMOの役割⇨歴史薫る文化の町とい

発地：多様な旅行者

(歴史、文化、宿場町ほか様々な旅の目的)

観光マーケット

海外
国内

- ・広告宣伝
- ・プロモーション
- ・情報発信

あらゆる需要喚起

やかげ

矢掛町観光

商品化

旅行者・広域の観光関連機関・組織

目指すものは「旅行業」から『交流文化産業』への

るためにDMOを設立した。

安達副理事長 アメリカのパバレーという所のDMOは自主財源の収入構造として宿泊税や滞在税を来訪者から徴収している。地元特産品を売りにして稼ぐようになり生産者からも感謝されている。やかげDMOの目指す運営もそこではないかと思う。



色々と取り組んでいる上で、登録法人として補助金を受け

高月委員 観光は広域で連携する方がより良い対応ができるのでは？矢掛の中で我々町民が誇れるものを見つけないと何もできないのでは？



金子理事長 各公民館へ観光情報シート作成を依頼した。地域の観光資源を発見して下さった方々との交流で新たに気付く発見もあり、全町的にこれを広げていきたい。

ける必要性はそこにある。



佐藤事務局長 観光庁へは候補法人として登録。活動実績を積み上げれば登録法人となるが今年度はコロナの影響で難しい。これが収まれば早い段階で実施したい。登録法



人になれば国からの支援を受け易くなるなどが利点といえる。

安達副理事長 今後人口増加は望めず財源も低減する中で町民は幸福でいられるのか？まちおこしは農業で行うのか観光で行うのか正解はわからない中でDMOという組織が

国に組織の価値を評価することだ。同じにする。国に組織の価値を評価することだ。



山縣理事 行政が運営に携わる観光は財源が公金なので限界がある。その限界を超え

- 【7月】 3日 広報広聴常任委員会
 9日 笠岡市・矢掛中学校組合議会
 岡山県西部衛生施設組合議会
 13日 小田川河川改修、国道486号整備促進期成会合同要望(県)
 15日 小田川河川改修、国道486号整備促進期成会合同要望(中国地方)
 16日 広報広聴常任委員会
 30日 議会秩序保持特別委員会
 広報広聴常任委員会
 31日 議会運営委員会

- 【8月】 3日 産業福祉常任委員会
 議会全員協議会
 4日 総務文教常任委員会
 6日 令和2年第5回矢掛町議会第3回臨時会
 予算決算常任委員会
 議会運営委員会
 19日 議会運営委員会
 24日 総務文教常任委員会
 27日 広報広聴常任委員会
 28日 議会全員協議会

- 【9月】 2日 令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会
 3日 第3回定例会[一般質問](8人)
 4日 第3回定例会[採決・付託]
 7日 総務文教常任委員会
 産業福祉常任委員会
 8日 予算決算常任委員会[企業会計]
 9日 予算決算常任委員会[一般・特会・産業福祉関係]
 10日 予算決算常任委員会[一般・特会・総務文教関係]
 11日 予算決算常任委員会[補正予算]
 議会全員協議会
 15日 第3回定例会[委員長報告・採決]
 議会運営委員会
 議会全員協議会

コロナ禍で本を読むことが多くなり、山田方谷の本を手にしました。山田方谷(一八〇五—一八七七)は幕末の備前松山藩(現在の岡山県高梁市)の執政として傾いていた藩の財政をもとの見事に立て直すとともに、領民の生活のために大きな働きをしました。

議員閑話
こころ音



矢掛町議会 議員 高月敏文

『基本に立ち返る』

『至誠惻怛(誠意を尽し人を思いやる心)という哲学がどっしりと根を下ろしていたので、翁の思想や生き方

(状況)は異なると思いますが、今一度基本に立ち返って考えてみるのが大切だと思います。

置かれた立場、組織や団体、また個人として

方谷は藩政改革などことを処するのに「確固たる信念・方針」を持っていました。翁の精神の根底には

は現代に生きる私達にも大いに参考になるのではないのでしょうか。眼前の課題に私達はどのように対処してい



個人や団体を問わず、趣味や文化講座・生涯学習・ボランティアなど様々なジャンルで明るく元気に活動されている“町びと”取材し、豊かな我が町「やかげ」を紹介します。



三谷地区
アートフラワー倶楽部 さん

白い布生地を染めて花びらや葉の型をとり、針金を入れ接着剤やテープで組み合わせる。昭和60年から始めて30余年：今年にはコロナ禍の影響で少し休んでいた時期もあったが、現在5名で毎月1回集まって楽しく活動している。一つ作るのにも3カ月掛かる。作ったものは自宅に飾ったりお祝いとして贈呈することも有る。贈られた人から「本物と間違えて水をやっていた」というエピソードも…想像していたものや納得するものが出来た時は「やったあ」という清々しい気持ちになる。『今は買えば何でも有るが、ものづくりを経験すれば、その素晴らしさや楽しさを実感し、ものに対する考え方が深くなりますよ』と代表者の津尾仁子さんはおだやかに語られた。

編集後記

新型コロナウイルス感染症が県内岡山市・早島町・里庄町・高梁市など近隣市町でみとめられ、本町の様々な行事やイベントが中止となり、また自粛によって気持ちも憂鬱：になります。

感染症防止対策に関連する補正予算を審議する重要な会議・委員会も傍聴者の人数制限を行い、三密を防止し検温・マスク着用など身の回りで出来る防疫管理に努めています。当委員会では前号から一般質問の記事のフォームを読みやすいように変更してみました。こんな時だからこそ町民の皆さんに関心をもって読んで戴けるよう、紙面作りに取り組んで参ります。

(I・K)